

大学への安否連絡について（お願い）

大地震が発生した場合、大学としては皆さんの安否確認情報をもとに、その後の対応を考えていかねばなりません。については、震災後はなるべく早く安否に関する連絡をお願いします。

（主な連絡事項）

- ① 学籍番号、氏名、所属学部、学年
- ② ケガの有無（例：怪我はありません）
- ③ 自宅の家屋被害等（例：家族は全員無事、自宅は半壊）
- ④ 現在の住所または連絡先（例：三河小学校に避難中、豊田市学泉町5丁目、0565-00-0000）
- ⑤ あなたとの連絡方法（例：携帯 090-000-0000）
- ⑥ その他、連絡しておきたいこと（例：今後の移動先 例：水と食料が不足しています）

（連絡方法）

●大学へe-mailで連絡する場合

現代マネジメント学部3年生	gen-3@gakusen.ac.jp
現代マネジメント学部4年生	gen-4@gakusen.ac.jp

●大学へハガキで連絡する場合

投函先：〒471-8532 豊田市大池町汐取1 愛知学泉大学学生課 宛

●大学へFAXで連絡する場合

代表 0565-35-1677(FAX) または 学生課 0565-35-7499(FAX)

※注意：電話での連絡は控えてください

地震に備えて知っておきたい「災害用伝言ダイヤル171」

地震などの災害が発生した時は、多くの人が被災地にいる知人などの安否の確認、問合せを電話でするので、電話がつながりにくい状況が数日間続きます。このような状況を改善するため、「災害用伝言ダイヤル」というサービスがあります。

まず災害用伝言ダイヤルとは、簡単に言うと「伝言板」の代わりにしてくれるシステムです。被災地の人から録音した安否情報を、親戚や知人等が再生することで、安否情報などを確認することができたり、逆に被災地の人にメッセージを送ることもできます。

災害用伝言ダイヤルの録音や再生は、被災地に住む人の自宅電話番号を使って行います。「171」に電話した後、ガイダンスに従って利用してください。災害用伝言ダイヤルは、地震などの災害の発生で被災地への通信が増えたため電話がつながりにくい状況になった時に提供が始まります、普通は使えません。

災害用伝言ダイヤルが使えるかどうかは、テレビやラジオ等によってお知らせしてくれます。



大学への安否連絡には**災害用伝言ダイヤル**は利用しないでください。

災害用伝言ダイヤルは、1件の電話番号に対し最大10件（対象となる電話番号の数によって異なる）しか蓄積されず、1件の録音時間が30秒であり、録音後2日間（48時間）しか保存されません。また、保存期間を過ぎると自動的に消去されてしまうため、大学への安否連絡ツールとしては適さないためご使用はお避けください。なお、大学からの情報・連絡については「災害用伝言ダイヤル」、「大学掲示板」、「大学ホームページ」にて指示します。

■利用可能な端末

NTTの一般電話、公衆電話、携帯電話

■伝言保存期間

2日間（48時間：自動消去）

■蓄積件数

1電話番号あたり1～10伝言

■録音時間

1伝言30秒以内

災害用伝言ダイヤル171の使い方

[伝言を録音する場合の操作方法]

- I. 「171」に電話すると「こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです～」とガイダンスが流れるので良く説明を聞きましょう。
- II. ガイダンスの後、録音したいので「1」を押します。
- III. 「被災地の方はご自宅の電話番号～」とガイダンスが流れるので良く説明を聞きましょう。
- IV. ガイダンスの後、自宅の電話番号を入力すると、災害用伝言ダイヤルセンターに接続されます。
- V. その後、ガイダンスで「（電話番号）の伝言を録音します～」と流れるので、電話がプッシュ式の電話機の場合は「1」を押します。ダイヤル式の電話の場合はそのまま待ちます。
- VI. その後にまたガイダンスで「伝言をお預かりしますピッという音の後に30秒以内でお話ください～」と流れるので、ピッという音の後に30秒以内でメッセージを録音しましょう。
- VII. 録音終了後「9」を押します。その後ガイダンスで「伝言をお預かりしました」と流れた後、自動で通話が切れますのでそれで録音が完了した事になります。

[伝言を再生する場合の操作方法]

- I. 「171」に電話すると「こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです～」とガイダンスが流れるので良く説明を聞きましょう。
- II. ガイダンスの後、再生したいので「2」を押します
- III. 「被災地の方はご自宅の電話番号～」とガイダンスが流れるので良く説明を聞きましょう。
- IV. ガイダンスの後、安否を知りたい家の電話番号を入力すると、災害用伝言ダイヤルセンターに接続されます。
- V. その後、ガイダンスで「新しい伝言からお伝えします～」と流れるので、電話がプッシュ式の電話機の場合は「1」を押します。ダイヤル式の電話の場合はそのまま待ちます。
- VI. その後に伝言が再生されます。
- VII. 再生終了後「お伝えする伝言は以上です～」と流れた後、自動で通話が切れます。

「地震注意情報」、「地震予知情報（警戒宣言）」が発令されたら

- 1) 「地震注意情報」、「地震予知情報（警戒宣言）」などが発令された場合は、いずれも授業・試験・行事・課外活動などは直ちに打ち切れ、以降予定されている授業・試験・行事・課外活動などもすべて中止または延期する。
- 2) 「地震注意情報」、「地震予知情報（警戒宣言）」などが発令された場合は、その後判定会が「地震による災害発生の恐れはない」として解散されるか「安心情報」が発令されるまでの間、もしくは「地震注意情報」、「地震予知情報（警戒宣言）」が解除されるまでの間、休校とする。解除された翌日から授業を再開する。
- 3) 大規模地震が発生した場合は、地震発生時から大学が設置した対策本部が「授業再開」を宣言するまでの間、休校とする。
- 4) 大学からの情報・連絡（中止された授業・試験・行事等）については、大学内の掲示板、及び本学ホームページ、災害用伝言ダイヤルで指示する。

地震観測情報が発令された場合	平常どおり授業・試験、または大学行事等は行います。	
地震注意情報または地震予知情報（警戒宣言）が発令された場合	授業中	授業・試験、または大学行事等を直ちに打ち切り、教職員の指示に従ってください。帰宅が困難と判断した場合は、別途教職員の指示に従ってください。
	登下校中	直ちに自宅へ引き返すとともに、正確な情報を入手することが大切です。
	その他の場合	自宅で待機するか、耐震性に不安がある場合は、地域の指定避難場所・避難所に避難し待機してください。この場合は、家族と連絡を取り合い、居場所がわかるようにしておいてください。
地震注意情報発令後に予知情報（警戒宣言）が発令されず、注意情報が解除された場合	解除時刻	
	午前7時の時点で解除になっている（7時含まない） （6時59分までに解除）	1時限目より開講
	午前10時の時点で解除になっている（10時含まない） （7時～9時59分までの間に解除）	3時限目より開講
午前10時以降（10時含む）も解除されない場合	終日休講	
予告なしに大地震（震度6弱以上）が発生した場合	登校中・在学中に発令された場合	発令以降は休講
	授業中	本学指定の避難場所へ移動の後、教職員の指示に従ってください。
	登下校中	最寄りの避難所などに向かうか、帰宅をしてください。登下校中に地震があった場合、どのような対策をするかについては、家庭で話し合っておいてください。
	その他の場合	速やかに安全を確保し、ラジオ等の報道に注意し、自宅または地域の避難所へ避難してください。

大学からの情報・連絡	<p>○大学内の掲示板</p> <p>○大学内のホームページ (http://www.gakusen.ac.jp/u/)</p> <p>○災害用伝言ダイヤル</p> <p>「171」に電話 ⇒ ガイドンスの後、再生「2」を押す ⇒ ガイドンスの後、大学の電話番号「0565351313」を押す ⇒ 電話がプッシュ式の電話機は「1」を押す。ダイヤル式の電話の場合はそのまま待つ。⇒ その後に伝言が再生される。</p>
------------	---

東海地域に関連する警戒宣言発令までの流れ

東海地震は「大規模地震特別措置法」という法律のもとで、常時観測・監視されている唯一の地震であり、観測データに変化や異常が発見されると、その段階に応じた情報が気象庁より発表されます。

観測データに一定以上の異常が発見されると地震防災対策強化地域判定会（以下、判定会）が招集され、判定会によって地震が起きそうだと判定されると、気象庁長官が内閣総理大臣に地震予知情報を報告し、内閣総理大臣はただちに閣議を開いて警戒宣言を発令するような手順になっています。

気象庁による24時間観測体制のもとで異常値が発見されると、次のように情報が提供されます。

1. 地震観測情報

【発表基準】

地震発生との関係について、しばらく様子を見ないと評価できない場合（地域に設置された歪計1カ所で有意な変化が認められた場合。または想定震源域内などで地震が発生し、地震との関連性についてただちに評価できない場合。）

●平常時と同様に過ごして下さい。●テレビ・ラジオなどからの情報収集に努める。

【安心情報をお知らせ】

地震の恐れがなくなると認められる場合や、ただちに地震に関連がないと判断できる場合は、安心情報を併せて発表します。

2. 地震注意情報

【発表基準】

地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合（地域に設置された歪計2カ所で有意な変化が認められた場合。）

【解除基準】

地震発生の恐れがなくなると認められた場合。

《外出している場合》

●できるだけ速やかに帰宅する。（この段階では公共交通機関は動いているため帰宅できます。）落ち着いて行動して下さい。

●**学校閉鎖・授業中止、学生は下校**

《自宅にいる場合》

●テレビ・ラジオでさらに正確な情報の把握に努める。

●不用意に出歩かない。この時点では避難場所は開設されていません。

●家の中の整理、火の始末、動きやすい服に着替える。非常持出品の確認、準備などをする。

3. 地震予知情報（警戒宣言）

【発表基準】

地震の発生の恐れがあると判断された場合に発表されます。ほぼ同時に警戒宣言が発令され、本格的な防災体制が敷かれます。（地域に設置された歪計3カ所で有意な変化が認められた場合。）

【解除基準】 地震の恐れがなくなると認められた場合。

《外出している場合》

●地下鉄・市バスは最寄りの駅などに停車します。

●帰宅などのために移動する場合は徒歩となりますが、市の施設や市立小中学校などで飲料水の提供、トイレの提供、休息場所の提供、帰宅経路の案内が受けられます。

《自宅にいる場合》

●身を守るため、安全な場所を確保してください。●正確な情報をテレビ・ラジオなどから得る。

●不必要な火を使わない。●避難する場合は、電気ブレーカーを切り、ガスの元栓を締める。

注意! 予知ができなくても・・・前兆現象が小さくて観測できない場合や、前兆現象から地震発生までが急激に進行し、時間的に余裕がない場合なども想定されます。これらの場合、注意情報や予知情報が発表されないまま地震が発生することもあるので、日ごろからの防災対策が重要です。

危険度



UP